

認定・仮認定 NPO 法人をめざそう！

NPO法が改正され、認定基準の緩和及び仮認定制度の創設から4年。認定／仮認定法人をめざしてみませんか。

認定／仮認定法人の申請をする際、気を付けなければならない点などを特集します。

認定 NPO 法人とは？

運営組織や事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（PSTを含む）に適合したものととして所轄庁の認定を受けたNPO法人

仮認定 NPO 法人とは？

設立後5年以内で、運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（PSTを含まない）に適合したものととして、所轄庁の仮認定を受けたNPO法人

～特に注意が必要な事例～

パブリック・サポート・テスト (PST)

絶対値基準

(年間 3,000 円以上の寄附者が年平均 100 人以上)

重要! 氏名(名称)・住所が明らかな寄附者のみを数えることができます。

重要! 寄附者本人と生計を一にする者も含めて1人として数えます。

重要! 寄附者が、そのNPO法人の役員や役員と生計を一にする者である場合は寄附者数に含めることができません。

重要! 会社などで寄附を取りまとめた場合、寄附者個人の住所が明らかであれば各1人と数えられますが、会社の住所(同じ住所で複数人)の場合はまとめて1人となります。

※パブリック・サポート・テスト(PST): 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準

※絶対値基準のほか、相対値基準があります。

事業報告書等の提出

重要!

事業報告書等を期限までに提出することは全ての基本です!

適切な経理

重要! 認定基準では、事業費総額に占める特定非営利活動に係る事業費の割合が80%以上なければなりません。

重要! 認定基準では、受け入れた寄附金総額のうち70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充当していなければなりません。管理費への充当では、認定基準を満たしませんので、気を付けましょう! 管理費比率の高い法人は、管理費の中に、事業費に分類できる経費がないか見直してみましょう。

有効期間など

認定・仮認定には有効期間があります。

認定: 5年(更新可) / 仮認定: 3年(1回限り)

■ 審査にかかる標準処理期間は、6か月間となっていますので、余裕をもって、相談・申請等を行ってください。

■ 認定等の申請に先立ち、事前相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

～認定・仮認定 NPO 法人の皆様からのメッセージ～

訊いてみたい！！

お答えします！！

<p>「認定等をめざそう！」と決めた時期はいつですか？ (準備期間は？)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定基準が緩和されたことを知って準備を始めた。(H24. 4NPO 法改正) ・仮認定申請の2年前に決めて、準備期間は1年半ぐらい。その後3年の期間を経て、認定を取得した。 ・申請の2年前から準備を進めた。 ・申請の6か月前から準備を開始。
<p>認定等を取るに当たって、一番クリアするのが難しかった点は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な100人を集めるのは大変だった。(PST 基準絶対値) ・会計処理が一番難しかった。 ・経理事務の基本的取扱いの周知及び適切な事務処理の徹底及び指導が困難であった。 ・県内初の認定法人(国税庁認定)となったため、申請書に記載する数字の算出方法が分かりにくく、高松国税局に何度も問い合わせた。
<p>認定等を取ってよかった点は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人としての基盤強化が図られた。 ・寄附者100名以上の条件を満たすことは公益性を意識するきっかけとなり、発信することの重要性も自覚できた。 ・法人としての知名度が向上した。 ・今まで以上の信用が得られるようになった。 ・社会的信用は上がったと思う。
<p>予想していなかった効果はありましたか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで以上に中期ビジョンや長期ビジョンを意識するようになった。
<p>認定等を取っても、予想より効果がなかった点やデメリットはありますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を取得してからはじめの数期間は、事務作業が増えて大変だったが、現在はスムーズにできるようになった。 ・寄附者に対する特別損金算入限度額の適用についての説明が困難であった。 ・毎年の寄附を集めるのは大変である。
<p>今後の更新に向け、不安な点はありませんか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員の維持がとても大変。企業等がNPOに寄附を気軽にいただける社会的な雰囲気がないと、認定法人になったメリットはほとんどないのではないかと不安。 ・認定基準を満たす事務処理はかなり専門的で煩雑なので、定期的なチェックがないと見落としが出そうで不安。
<p>今後の更新を見据え、普段から取り組んでいることはありますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通信を配布するなどして、広報活動は行っている。 ・会員の維持・確保のために丁寧な事業報告をする。 ・認定取得の際に指摘・助言された運営上のポイントを日常に落としこむこと。 ・毎月の内部監査及び2か月毎の会計事務所の指導。 ・事務のミスが無いよう、二人体制で見直しを行っている。
<p>特に気を付けた方がよいと考えることはありますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯は1単位というところは特に注意が必要である。(PST 基準絶対値) ・会社ぐるみで応援してくれている方々の登録が、会社住所では会員として認められないということ。(PST 基準絶対値) ・定款及び規定等を必要に応じて定期的な見直しを行う。 ・事務仕事が増えるので、フォローできる人材を考えておくことよい。

法人によって準備に要した期間はまちまちなようです。

「運営面の強化」や「社会的信用」が挙がってきています。

寄附そのものの増加は難しいようすが浮かび上がってきました。

今後、認定等をめざす団体への応援メッセージをお願いします！！

認定取得の取り組みは大変ですが、それは自分たちの団体の成長のきっかけになることは間違いありません。取得という成果よりも、過程で得られるもののほうが大きいかもしれません。
(こころ塾)

認定・仮認定NPO法人についてご興味のある方は
パンフレット「認定・仮認定NPO法人のいろは」をご参照ください。

愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課県民協働グループ

TEL (089) 912-2305 FAX (089) 912-2444

メールアドレス: danjokiyodo@pref. ehime. jp

愛媛ボランティアネット URL: <http://nv.pref. ehime. jp>

内閣府 NPO ホームページ URL: <https://www. npo-homepage. go. jp/index. html>